

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岐阜県瑞穂市長

## 公表日

令和6年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>・本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもののほか臨時の予防接種として定められるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種について、市内に住所を有する者に対し、期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>・番号法においては、別表第14項、第126項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・瑞穂市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事業に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示 ③予防接種の実施に必要な協力 ④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答および当該給付の支給 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに接続する。</p>
③システムの名称	【現行】・新健康管理システム(健康かるて)／・中間サーバー 【標準化後】・健康管理システム(健康かるて)(標準化後対応)／・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
【現行】 予防接種システムファイル 【標準化後】 予防接種システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第14項、第126項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供)番号法 第19条第8号に基づく第2条の表 25、26、153、154の項 (情報照会)番号法 第19条第8号に基づく第2条の表 25、27、28、29、153の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和3年法律第38号)第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 健康福祉部 健康推進課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-8611
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人での確認を行うようにし、人為的ミスが発生するリスクに対し対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> ] 自己点検 <input type="checkbox"/> ] 内部監査 <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	瑞穂市特定個人情報等取扱要領に則り、滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管すし、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う等徹底している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	I 1. ③システムの名称	・新健康管理システムV1(健康かるて)／・中間サーバー	・新健康管理システム(健康かるて)／・中間サーバー	事後	
平成31年3月13日	I 5. ①部署	福祉部	健康福祉部	事後	
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	健康推進課長 清水 千尋	課長	事後	
平成31年3月13日	I 8. 連絡先	福祉部	健康福祉部	事後	
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月23日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月23日 時点	平成31年1月18日 時点	事後	
平成31年3月13日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成31年1月18日 時点	令和2年3月4日 時点	事後	
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成31年1月18日 時点	令和2年3月4日 時点	事後	
令和3年3月12日	I 1. ②事務の概要	<p>・本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>・番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・瑞穂市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事業に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示 ③予防接種の実施に必要な協力 ④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに接続する。</p>	<p>・本事務は、予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもののほか臨時の予防接種として定められるもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施される予防接種について、市内に住所を有する者に対し、期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>・番号法においては、別表第一項目No.10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いる。</p> <p>・瑞穂市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事業に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示 ③予防接種の実施に必要な協力 ④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</p> <p>⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバーに接続する。</p>	事後	
令和3年3月12日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第1 第10項	番号法第9条第1項 別表第一 第10、93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2	事後	
令和3年3月12日	I 4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第2 第17・18・19項	(情報提供)番号法 第19条第7号 別表第2 16の2、115の2の項 (情報照会)番号法 第19条第7号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項	事後	
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和2年3月4日 時点	令和3年2月25日 時点	事後	
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和2年3月4日 時点	令和3年2月25日 時点	事後	
令和3年7月20日	I 1. ②事務の概要	追加	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	
令和3年7月20日	I 1. ③システムの名称	・新健康管理システム(健康かるて)／・中間サーバー	・新健康管理システム(健康かるて)／・中間サーバー／・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年7月20日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第10、93の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一 第10、93の2項 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供)番号法 第19条第7号 別表第2 16の2、115の2の項 (情報照会)番号法 第19条第7号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項	(情報提供)番号法 第19条第8号 別表第2 16の2、16の3、115の2の項 (情報照会)番号法 第19条第8号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月23日	I 1. ②事務の概要	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月9日	II 1. 対象人数	令和3年2月25日 時点	令和4年2月10日 時点	事後	
令和4年3月9日	II 2. 取扱者数	令和3年2月25日 時点	令和4年2月10日 時点	事後	
令和4年12月27日	I 1. ②事務の概要	④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答	④給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答および当該給付の支給	事後	評価の再実施によるもの
令和5年2月9日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供)番号法 第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 (情報照会)番号法 第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項	(情報提供) ・番号法 第19条第8号 別表第二 16の2、16の3、115の2の項 (情報照会) ・番号法 第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和5年2月9日	II 1. 対象人数	令和4年2月10日 時点	令和5年2月9日 時点	事後	
令和5年2月9日	II 2. 取扱者数	令和4年2月10日 時点	令和5年2月9日 時点	事後	
令和6年2月9日	II 1. 対象人数	令和5年2月9日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	
令和6年2月9日	II 2. 取扱者数	令和5年2月9日 時点	令和6年2月9日 時点	事後	
令和6年11月29日	I 1. ②事務の概要	別表第一項目No.10	別表第14項、第126項	事後	
令和6年11月29日	I 1. ②事務の概要	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	※削除	事後	
令和6年11月29日	I 1. ③システムの名称	・新健康管理システム(健康かるて)／・中間サーバー・ワクチン接種記録システム(VRS)	【現行】・新健康管理システム(健康かるて)／・中間サーバー 【標準化後】・健康管理システム(健康かるて)(標準化後対応)／・中間サーバー	事後	
令和6年11月29日	I 2. 特定個人情報ファイル名	予防接種システムファイル	【現行】予防接種システムファイル 【標準化後】予防接種システムファイル	事後	
令和6年11月29日	I 3. 法令上の根拠	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	※削除	事後	
令和6年11月29日	II 1. 対象人数	令和6年2月9日 時点	令和6年11月29日 時点	事後	
令和6年11月29日	II 2. 取扱者数	令和6年2月9日 時点	令和6年11月29日 時点	事後	
令和6年11月29日	IV 8. リスクへの対策	※新規	十分である	事後	
令和6年11月29日	IV 8. 判断の根拠	※新規	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人での確認を行うようにし、人為的ミスが発生するリスクに対し対策を講じている。	事後	
令和6年11月29日	IV 11. 優先度が高い対策	※新規	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和6年11月29日	IV 11. 対策は十分か	※新規	十分である	事後	
令和6年11月29日	IV 11. 判断の根拠	※新規	瑞穂市特定個人情報等取扱要領に則り、滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管し、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う等徹底している。	事後	